

○矢板市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則

平成15年3月20日

規則第6号

改正 平成18年3月27日規則第35号

平成19年3月26日規則第10号

平成19年9月28日規則第26号

平成23年3月31日規則第18号

平成24年7月31日規則第29号

平成25年9月27日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、矢板市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成15年矢板市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める者)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者が別表に定める程度の精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
- (2) 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けることができない者
- (3) 婚姻によらないで父、又は母となった者であって、現に婚姻をしていない者
- (4) 配偶者の生死が明らかでない者
- (5) 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

(6) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を受けた者

(平18規則35・平24規則29・平25規則33・一部改正)

(受給資格者証の交付申請)

第3条 条例第2条の規定によるひとり親家庭医療費受給資格者証の交付を受けよ

うとする者は、ひとり親家庭医療費受給資格者証交付申請書(別記様式第1号)

に次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 児童扶養手当法第3条第2項各号に掲げる公的年金各法による遺族年金

等の公的年金又は同法による児童扶養手当の支給を受けている者は年金証書

(写し)又は手当証書(写し)

(2) 前号に定める公的年金又は児童扶養手当の未受給者にあつては、次のア

からキまでに掲げる書類

ア 戸籍の謄本又は抄本

イ 世帯全員の住民票

ウ 受給資格者が父又は母の場合は、その監護する児童の父又は母から当該児

童についての扶養義務を履行するための費用として受ける金品その他の経済

的な利益に係る所得(以下「養育費」という。)に関する申告書

エ 前条第1号に規定する者にあつては、医師の診断書

オ 前条第2号に規定する者にあつては、刑務所、拘留所等その事実を証明す

る官公署の発行する書類

カ 前条第3号から第5号までに規定する者及び父母のない児童を扶養する者

にあつては、民生委員の証明書

キ 前条第6号に規定する者にあつては、その事実を明らかにする書類

(3) 受給資格者、扶養義務者又は受給資格者の配偶者がその年（1月から7月までの間に申請する場合においては、前年）の1月1日において市内に住所を有しなかったときは、その者の1月1日現在の住所地の市町村長の前年（1月から7月までの間に申請する場合においては、前前年）の所得額の証明書

（平19規則10・平24規則29・一部改正）

（受給資格者証の交付）

第4条 市長は、前条の規定により申請した者が、条例第3条に該当し、かつ、条例第4条に該当しないときは、当該申請者にひとり親家庭医療費受給資格者証（別記様式第2号）を交付するものとする。

（受給資格者証の有効期限）

第5条 受給資格者証の有効期限は、申請日の属する月の初日（更新においては8月1日）から翌年7月31日（1月1日から7月31日までの間に受給資格者証の交付を受けた場合においては、当年7月31日）までとする。ただし、住民基本台帳法第22条に規定する転入をした日（以下「転入日」という。）の属する月中に申請をした者又は県内他市町村で受給資格者証の交付を受けていた者で、転入日の属する月の翌月であっても転入日から起算して15日以内に申請をした者については当該転入日から、助成要件に該当した日の属する月中に申請した者については助成要件に該当した日から適用する。なお、転入日及び助成要件に該当した日が申請日の属する月と同じ月中に属する場合は、いずれか後の日から適用する。

2 条例第3条の規定による助成対象者である者が、月の途中で受給資格を喪失した場合の有効期限は、その事実発生の日までとする。

（受給資格者証の更新等）

第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間にひとり親家庭医療費受給資格者証更新申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請した者が、条例第4条に該当しないときは、当該申請者に、様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。

3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭医療費受給資格者証再交付申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（受給資格者証の提示）

第7条 助成対象者が医療を受けるときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

（助成の申請）

第8条 条例第5条に規定する助成を受けようとするときは、ひとり親家庭医療費助成申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請方法は、郵送等又は市の窓口持参のいずれかによるものとする。

（平19規則26・一部改正）

（助成の決定）

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定し、助成するものとする。

（届出事項）

第10条 受給資格者は、助成対象者が次の各号の一に該当する場合には、ひとり親家庭医療費受給資格内容等変更届（別記様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（1） 助成対象者が、出生又は死亡したとき。



- (2) 助成対象者が、矢板市の区域外に転出したとき。
- (3) 助成対象者が、受給資格者の扶養又は養育を受けなくなったとき。
- (4) 助成対象者が、医療保険各法の被保険者又は被扶養者でなくなったとき、若しくは適用を受けるべき医療保険各法を異にしたとき。
- (5) 助成対象者の氏名又は住所等受給資格者証記載事項に変更があったとき。
- (6) 助成対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日が経過したとき。

(受給資格者証の返還)

第11条 助成対象者のすべての者が助成を受ける資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、廃止前の矢板市医療費助成に関する条例施行規則（昭和56年矢板市規則第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年規則第35号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第26号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第18号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第29号）

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第33号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働を不可能にし、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働を不可能にし、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

1 1 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別記様式第1号(第3条関係)

(表面)

受給資格者証番号	受付印

※申請者記入欄

ひとり親家庭医療費受給資格者証交付申請書					
矢板市長様				住所 矢板市	年 月 日
申請者			氏名	連絡先 電話	
受給資格者氏名		住所			
助成対象者	氏名	性別	生年月日	続柄	資格要件
					1 離婚
					2 死亡
					3 障害
					4 生死不明
					5 遺棄
					6 保護命令
					7 拘禁
					8 未婚
					9 その他
児童扶養手当及び公的年金の状況		受けている・支給停止中・申請中・受けていない (名称 )			
加入保険	記号番号	保険者名称	保険者所在地	被保険者名	附加給付
	保険者番号				有  無

(裏面)

所得状況						
年分所得	申請者 (受給資格者)		配偶者		扶養義務者	
氏名	人		人		人	
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(請求者については、ア 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、イ 特定扶養親族の数、ウ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	(ア)人 (イ)人 (ウ)人		(人)		(人)	
上記以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童	人		人		人	
所得額	児童扶養手当法施行令 第4条第1項による所得の額	円	円	円	円	円
	養育費の額の8割 (1円未満は四捨五入)相当額	円	円	円	円	円
控	障害者控除	円	円	円	円	円
	寡婦(夫)・寡特(申請者が父又は母の場合は控除しない。)、勤労学生控除	円	円	円	円	円
	雑損控除	円	円	円	円	円
	医療費控除	円	円	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円	円	円
	地方税法附則第6条第1項による免除 (肉用牛の売却による事業所得)	円	円	円	円	円
除		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
	社会保険料相当額	円	円	円	円	円
控除後の所得額	円		円		円	
所得制限限度額	以上		以上		以上	
	円 未満		円 未満		円 未満	

## 別記様式第2号(第4条関係)

(表面)

ひとり親家庭医療費受給資格者証					
受給者番号					
受給資格者	氏名				
	住所				
助成対象者	氏名	性別	生年月日	続柄	備考
加入保険	被保険者氏名				
	記号番号				
	保険者番号・名称				
受給資格期間					
年 月 日					
矢板市長 					

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、矢板市ひとり親家庭医療費助成に関する条例により、助成を受けることのできる証明書ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、保険診療のみに適用されるので、診療を受けるときは、保険証と一緒に病院等の窓口へ提出してください。
- 3 助成金を受けようとするときは、ひとり親家庭医療費助成申請書に病院等で保険診療点数等の証明を受けるか又は領収書(保険点数等の記載のあるもの)を添付し、矢板市子ども課に申請してください。
- 4 次のいずれかに該当するときは、必ず矢板市子ども課に届出をしてください。
  - (1) 住所、氏名、加入保険に変更があったとき。
  - (2) 死亡、転出、結婚したとき。
  - (3) 生活保護法による保護を受けることになったとき。
  - (4) 受給資格者証をなくしたとき。
- 5 助成金の申請をするときは、必ずこの証と印鑑をご持参ください。

問い合わせ先

矢板市子ども課  
矢板市本町5-4  
電話 0287-44-3600

決 裁					受 付	年	月	日
					伺	年	月	日
					決 定	年	月	日
					発 行	年	月	日
受 給 資 格					有 ・ 無			

ひとり親家庭医療費受給資格者証更新申請書

年 月 日

矢 板 市 長 様

住所  
申請者  
氏名



受給資格者氏名		住所				
助 成 対 象 者	氏 名	性別	生 年 月 日	続 柄	備 考	
受 給 者 証 記 号 番 号			第 号			

加 入 保 険	記 号 番 号	保 険 者	所 在 地	被 保 険 者 名	附 加 給 付 の 状 況



(裏面)

所得状況							
年分所得		申請者 (受給資格者)		配偶者		扶養義務者	
氏名							
控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(請求者については、ア 老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、イ 特定扶養親族の数、ウ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人 (ア 人) (イ 人) (ウ 人)		人 ( 人)		人 ( 人)	
上記以外で前年の12月31日において申請者によって生計を維持していた児童		人					
所得額	児童扶養手当法施行令 第4条第1項による所得の額	円	円	円	円	円	円
	養育費の額の8割 (1円未満は四捨五入)相当額	円	円				
控	障害者控除	円	円	円	円	円	円
	寡婦(夫)・寡特(申請者が父又は母の場合は控除しない。)、勤労学生控除	円	円	円	円	円	円
	雑損控除	円	円	円	円	円	円
	医療費控除	円	円	円	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円	円	円	円
	地方税法附則第6条第1項による免除 (肉用牛の売却による事業所得)	円	円	円	円	円	円
除		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円
	社会保険料相当額		円		円		円
控除後の所得額		円		円		円	
所得制限限度額		円 以上 未満		円 以上 未満		円 以上 未満	

## 別記様式第4号(第6条関係)

決					受 付	年 月 日
					交 付	年 月 日
裁					決 裁	年 月 日

ひとり親家庭医療費受給資格者証再交付申請書							
受給資格者氏名				住所			
助 成 対 象 者	氏 名	性別	生 年 月 日	続柄	備考		
加 入 保 険	記号番号	保険者名	所 在 地		被保険者名		
					附 加 給 付 有・無		
<p>破損 ひとり親家庭医療費受給資格者証を 亡失 したので再交付願います。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p>矢 板 市 長 様</p>							

別記様式第5号(第8条関係)

## ひとり親家庭医療費助成申請書

申請者記入欄				年 月 日	
矢板市長 様		受給資格者 住所 (申請者)		氏名 ① 電話	
受給資格者 証記号番号		加入 保険	被保険者氏名		
氏名			保険証記号番号		
受診者 生年月日	年 月 日	保険者 名 称	番 号		
振 込 先	銀行 (フリガナ) 口座名義	支店	預金種別	普通・当座	
	口座番号				
	一部負担金	以上支払った家族の有無		有・無	

(注) 高額療養費に該当したときは、当該支給決定通知書又はその写しを添付して下さい。

医療機関記入欄		※点数の欄は右詰で記入し、空欄は斜線を引いてください。										
保 険 診 療 証 明 書												
保険種類	国保・社保・その他	自己負担割合	1・2・3割			特定疾病療養 受療証の有無	有・無					
診療年月	保険診療合計点数					他法負担点数	備 考					
年 月	入 院 日 数	入院点数	外来点数									
計												
年 月 日		医療機関等 所在地 名 称 氏 名 ②										

助 成 内 容	保険診療 合計金額	一 部 負 担 額	控 除 額 の 内 訳				医 療 費 助 成 額	
	円	円	他 法 負 担 額	高 額 療 養 費	附 加 給 付 額	自 己 負 担 控 除 額	控 除 額 計	円
			円	円	円	円	円	円

## 別記様式第6号(第10条関係)

決 裁					受 付	年	月	日
					処 理	年	月	日
					決 裁	年	月	日

## ひとり親家庭医療費受給資格内容等変更届

受給資格者	氏 名					受給資格者 証記号番号								
	住 所	矢板市												
変	変更事由													
	新					旧								
更	住 所					住 所	矢板市							
	助 成 対 象 者	氏名			事由			助 成 対 象 者	氏名			事由		
		氏名			事由				氏名			事由		
		氏名			事由				氏名			事由		
氏名				事由			氏名				事由			
項	加 入 保 険	被保険者氏名					加 入 保 険	被保険者氏名						
		記 号 番 号						記 号 番 号						
		保 険 者 名 称						保 険 者 名 称						
備 考					備 考									

上記のとおり変更が生じたので、お届けします。

年 月 日

住 所 矢板市  
届出人  
氏 名

矢 板 市 長 様

別記様式第1号（第3条関係）

（平19規則10・平23規則18・平24規則29・一部改正）

別記様式第2号（第4条関係）

（平23規則18・全改）

別記様式第3号（第6条関係）

（平19規則10・平23規則18・平24規則29・一部改正）

別記様式第4号（第6条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

（平19規則10・全改）

別記様式第6号（第10条関係）